

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

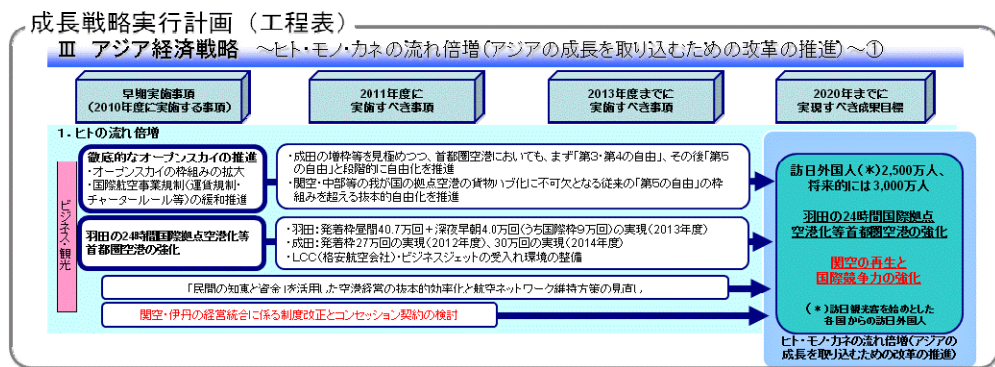
No	15	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（特別土地保有税）		
要望項目名	新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有会社の業務用不動産に係る非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新関西国際空港株式会社（以下、新関西空会社）及び関西国際空港土地保有会社（以下、土地保有会社）が滑走路やエプロン等の基本施設等の用に供するために取得及び保有する業務用不動産、新関西空会社が大阪国際空港周辺環境対策事業のために取得及び保有する業務用不動産を対象として特例措置を拡充する。 ・ 特例措置の内容 対象不動産に係る不動産取得税（環境対策事業に係る不動産のみ）及び特別土地保有税を非課税とする。 		
関係条文	（現行の関西国際空港に係る特例措置の関係条文） 【不動産取得税】 地方税法第73条の4第1項第23号、同法施行令第37条の5の2第2項及び第3項、同法施行規則第7条の5の5 【特別土地保有税】 地方税法第586条第2項第26号・第29号、同法施行令第54条の30第1項第5号、土地収用法第3条第12号		
減収見込額	（初年度） —（—） （平年度） —（—） （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 ・ 関西国際空港は、海上への建設により多額の事業費を要したこと等から約1.3兆円もの巨額の負債を抱え、完全24時間運用という国際拠点空港としての本来の優位性を活かした戦略的な経営や前向きな投資の実行が困難な状況になっている。 ・ こうしたことから、収益性に優れた大阪国際空港との経営統合を行い、民間手法による両空港の経営、間接部門の経費削減等による収益改善を図るほか、LCCの拠点化や貨物ハブ化等の関空の国際競争力強化に向けた施策を積極的に講じることとしている。 ・ これらを通じて、両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。 （2）施策の必要性 ・ 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合により、空港の設置管理に併せて、環境対策事業の実施義務についても、新関西空会社に移管することとしており、新関西空会社は大阪国際空港周辺の一定範囲の土地について、所有者から申請があれば義務的に取得することとなる。これらの土地は小規模で分散していることから利活用が難しく、従来国で行ってきた公益上の義務的な買収を円滑に進めつつ、できる限り早期のコンセッション実現を図るため、空港法上本来ならば国がその設置・管理を行うものであることに鑑み、税制面からも同空港に係る財務体質の健全化、事業の低コスト化を支援する必要がある。 ・ したがって、新関西空会社の過大な負担を抑制し、両空港の事業価値の最大化を図るため、環境対策事業に係る大阪国際空港周辺用地の取得についての不動産取得税及び基本施設等（環境対策事業含む）の用に供するために取得及び保有する業務用不動産についての特別土地保有税の非課税措置が必要である。		
本要望に対応する縮減案			

政策体系における政策目的の位置付け

① 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (H23. 5. 25公布) (抄)

第1条《この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により両空港に係る特定事業が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。》

② 新成長戦略 (平成22年6月22日閣議決定)



③ 国土交通省成長戦略会議航空分野報告書 (平成22年5月17日) (抜粋)

関西国際空港について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。

具体的には、関西国際空港の事業価値に加え、大阪国際空港の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

④ 政策評価体系における本要望の位置付け

政策目標 6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」

施策目標 2 4 「航空交通ネットワークを強化する」に包含

政策の達成目標	両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション (公共施設等運営権の設定) を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置。
同上の期間中の達成目標	両空港の事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション (公共施設等運営権の設定) を実現し、関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化する。
政策目標の達成状況	H23. 5 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の成立、公布 <今後の予定> H24. 4 新関西会社設立 (国から一部出資) H24. 5 新関西会社と現関西会社との間で吸収分割契約を締結 H24. 7 経営統合の実施 (国や機構から追加出資、現関西から資産継承)

合理性

有効性	要望の措置の適用見込み	環境対策事業のための不動産の取得については、新関西空会社に環境対策事業が引き継がれた後、対象の土地に関して地権者との調整を終えた際に適用されることが見込まれる。 特別土地保有税に係るものはその課税が再開され次第適用されることが見込まれる。				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	環境対策事業としての大阪国際空港周辺用地の取得及び保有は、従来国が非課税で行ってきたものであり、新関西空会社に対する過大な負担が発生しないようにすることで、環境対策事業が円滑に進められると共に、早期のコンセッション実現が図られることから、環境対策事業としての不動産取得及び保有に係る非課税措置は有効である。また、基本施設等の土地の取得及び保有についても、新関西空会社に対する過大な負担が発生しないようにすることで、早期のコンセッション実現が図られることとなるため、基本施設等の土地の取得及び保有に係る非課税措置は有効である。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国 税：土地保有会社に係る法人税の軽減措置及び新関西空会社に係る登録免許税の非課税措置を要望 地方税：新関西空会社及び土地保有会社に係る以下の特例措置を要望 ・法人事業税の軽減措置 ・固定資産税及び都市計画税の軽減措置 ※その他、会社設立や資産継承等に係る登免税・不動産取得税・自動車取得税の非課税措置あり。				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度予算措置額 政府補給金 75億円 政府保証債 490億円 政府出資額 5,417億円（平成22年度末現在）				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の政府補給金等による、資金調達の際の信用力の補完等により、空港及び周辺環境の整備・運営を支援することと、本要望による税負担の軽減とが相まって政策目的を達成することができる。				
	要望の措置の妥当性	環境対策事業としての大阪国際空港周辺用地の取得及び保有は、従来国が非課税で行ってきたものであり、新関西空会社に対する過大な負担が発生しないようにすることで、環境対策事業が円滑に進められると共に、基本施設等も含めた土地の取得及び保有についても非課税とすることで、早期のコンセッション実現が図られることから、関西国際空港の債務解消及び国際拠点空港としての再生・強化という関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の目的に鑑み、妥当である。				
税負担軽減措置等の適用実績	不動産取得税（特別土地保有税は課税停止中）					
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	減税額(百万円)	0	0	0	0	860
	適用件数(件)	0	0	0	0	2
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置により、環境対策事業を継承したことによる過大な負担の抑制や両空港の事業価値の増大を通じたコンセッションの早期実現が図られることから、本措置は有効である。					
前回要望時の達成目標	持株会社方式による関西空会社及び伊丹会社の経営統合を実現するとともに、経営統合後の各社の経営の安定化を図る。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>関西の再生・強化に向け、“関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律”が平成23年5月25日公布され、平成24年度中に大阪国際空港の事業と資産を統合した新関西空会社が発足することとなった。</p> <p>また、関西空会社は税制特例による税負担の軽減、政府からの補給金、経費削減努力等によって、国内・国際航空需要に適切に対応する等の努力を継続しているが、新関西空会社に対する過大な負担が発生しないようにすることで、環境対策事業が円滑に進められると共に、基本施設等に係る土地の取得や保有についても特例措置が講じられることで、両空港の事業価値が増大し、その結果早期のコンセッション（公共施設等運営権の設定）の実現が見込まれるため、引き続き、税制特例による支援が必要である。</p>					
これまでの要望経緯	<p>昭和59年度 不動産取得税の非課税措置を創設</p> <p>平成8年度 不動産取得税と非課税措置の拡充（二期島を追加）</p> <p>平成23年度 新関西空会社及び土地保有会社に係る不動産取得税及び特別土地保有税の非課税措置の拡充を要望</p>					